

# 長崎県営住宅を活用した 企業向け社宅の実施について

## 【目的】

県営住宅の空き住戸を活用し、長崎県内の企業（以下、県内企業）に就業する若年労働者や外国人労働者の住まいの確保を支援します。（国交省承認による目的外使用制度を活用）

## 【募集概要】

①対象団地 ※詳細は別紙のとおり

＜長崎市＞ 毛井首団地、矢上第3団地、三重第2団地

＜佐世保市＞ 花高団地、新田団地、十郎原団地

②入居期間

1年間（年度ごとに更新が必要）

③貸出先

県内企業

※県は県内企業に対して使用許可を行います。

④入居対象者

県内企業に在籍する若年労働者（概ね40歳まで）、外国人労働者

⑤家賃等

＜家賃＞ 収入分位4分位に相当する家賃

＜敷金・礼金＞ 不要

＜保証人＞ 不要

⑥入居にあたっての条件

- (1) 水道光熱費および自治会費（共益費）等は自己負担とする。
- (2) 県内企業は家賃等の納付のほか、入居者に関するトラブル等に責任をもって対処すること。また、日常的に入居者の生活上の指導等を行うこと。
- (3) 外国人労働者の入居にあたってはパスポート、在留カードの写しを提出すること。
- (4) 入居者は地域コミュニティ活動（除草、清掃、団地内活動の参加など）に積極的に参加すること。
- (5) 退去時は住戸の原状回復として、畳の表替え・襖の張替、清掃に要する費用、その他、入居者の原因による汚損、破損等の修繕に要する費用を負担すること。

## 【問い合わせ先】

長崎県土木部 住宅課 管理班

☎ 095-894-3102

## 【別紙】 対象団地について

団地名	住所	間取り	参考家賃	駐車場 使用料	募集 戸数
毛井首団地	長崎市土井首町282外	3DK	31,200円	3,000円	5戸
矢上第3団地	〃 かき道5丁目3-2外	3LDK	42,800円～ 43,200円	3,500円～ 5,000円	5戸
三重第2団地	〃 畝刈町1613-32	3LDK	37,300円	3,000円	5戸
花高団地	佐世保市花高1丁目6-1外	3K	25,700円	2,500円	5戸
新田団地	〃 新田町352	3K	19,500円～ 20,000円	2,500円～ 3,500円	5戸
十郎原団地	〃 十郎新町6-1外	3DK	30,300円	3,000円	5戸

※2台目以降の駐車場使用料は割増料を加算

【毛井首団地】



【矢上第3団地】



【三重第2団地】



【花高団地】



【新田団地】



【十郎原団地】

